

福祉保健課 (有)2-2021 (電)0749-48-8115 (F)0749-48-8143

中度・軽度知的障がい有する方の社会生活を支援するための補助制度について

本補助制度は、在宅の中度・軽度の知的障がい者（以下「知的障がい者」という。）が使用する自動車およびその方と生計を一にしている家族が知的障がい者のために使用している自動車は日常生活に不可欠な生活手段となっていることを踏まえ、知的障がい者が支障なく社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

■対象者

（4月1日時点で①から③までのすべてに該当する必要があります。）

- ①町内に住所を有する方
- ②療育手帳Bの判定を受けた方（再判定手続きをしていない方を除く）、またはその方と生計を一にしている家族
- ③町に納めるべき税金などに滞納がない方

■補助対象自動車

知的障がい者が運転またはその方と生計を一にしている方が通院などに利用する自動車とし、1人の知的障がい者につき1台限りとします。



■補助額

補助金の額は、知的障がい者またはその方と生計を一にしている方が支払った軽自動車税または自動車税の相当額とします。上限は、12,900円です。

■申請に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書（福祉保健課に備えてあります。）
- ②軽自動車税または自動車税を支払ったことがわかる領収書など
- ③生計同一証明書（知的障がい者と生計を一にしている方が申請する場合のみ必要）
- ④印鑑

■申請期限

軽自動車税または自動車税の納付期限日から2月以内に手続きしてください。

第76回 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、犯罪や

非行をした人自身が罪に向き合い、心から反省し、立ち直りに向けて一生懸命努力することはもちろん大切です。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域社会をつくるために、一人ひとりが考え、それぞれの立場で関わるきっかけをつくることを目指しています。

この運動は毎年7月が強調月間であり、7月の初めに多賀町役場の玄関前で関係者にお集まりいただき、内閣総理大臣のメッセージ伝達式が開催されます。更生保護女性会の皆さんが本運動のシンボルマークである「ひまわり」の花の苗をふれあいの郷前をはじめ町内公共施設の玄関前に植えていただいています。明るく、強く、成長する青少年のように7月以降にはこの「ひまわり」がきれいに花を咲かせてくれることでしょう。



更生ペンギンのサラちゃん



更生ペンギンのホゴちゃん

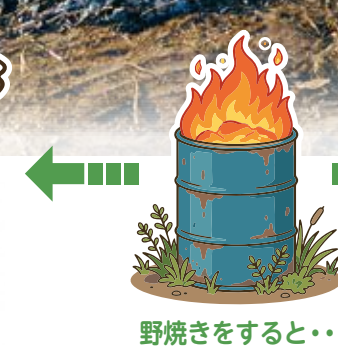


産業環境課（環境） (有)2-2030 (電)0749-48-8117 (F)0749-48-0594

野外焼却（野焼き）は禁止されています！

家庭から出たごみを野外で焼却することは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で禁止されています。野焼きはダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因となり、洗濯物が干せない、けむり臭

がする、窓が開けられないなど、周辺の皆さんに多大な迷惑をかけるだけでなく、最悪の場合、火災を発生させてしまう原因ともなります。ルールとマナーを守り、お互いが気持ちよく暮らせるようご理解をお願いします。



野焼きの例外

野焼きの例外はありますが、それに該当しない野焼きをおこなった場合は法律で罰せられることがあるので絶対にやめましょう。

- ①農業、林業または漁業を営むためにやむをえないもの
- ②風俗習慣上または宗教上の行事をおこなうために必要なもの
- ③焚き火そのほか日常生活を営む上で通常おこなわれるものであって軽微なもの

※上記の例外であっても、近隣に迷惑をかけることが大前提です。また、通常のご家庭用ごみを上記の理由で野焼きすることは一切認められません。

違反するとどうなるの？

ごみの野外焼却について違反した場合、懲役5年以下または1千万円以下の罰金、またはその併科に処されることがあります。



ごみは分別してごみ収集へ

ごみは野焼きせず、分別して減量することで、環境を守り、エネルギー効率化、汚染物質の削減など、次世代へより良い環境を引き継ぐことができます。

ごみの分別と出し方については、「ごみの分別と出し方」またはQRコードからご確認ください。



野焼きについてのお問い合わせや違法な野焼きを発見された場合は、彦根警察署または産業環境課へご連絡をお願いします。

彦根警察署 (電) 0749-27-0110

産業環境課 (有) 2-2030

(電) 0749-48-8117